

2023年2月16日

公益財団法人 日本テニス協会

パワー・ハラスメント案件への処分について

2月14日(火)に開催された本会常務理事会において、本会評議員による公認審判員4名に対するパワー・ハラスメントが認定され、同評議員に対して処分手続規程に基づく譴責処分が決定されました。本会にとって同規程に基づく処分は、2012年4月の公益財団法人移行後、初めてのケースとなります。

本件は2022年6月、本会通報相談窓口に通告されたものです。コンプライアンス委員会による調査、その後の倫理委員会による通告者と被通告者へのヒアリング等の事実認定調査が行われました。常務理事会決定は、倫理委員会処分案答申に基づくもので、審査対象となった評議員に対して、譴責処分の決定とともに従前の業務態度等を真摯に反省し、今後パワー・ハラスメント等の倫理規程に違反する言動がないよう強く求める処分通知を送付しました。

本会は、暴力・ハラスメントを否定し、2013年4月の全国スポーツ統括団体5団体による暴力行為根絶宣言の周知を図り、フェアプレイ推進活動、スポーツ団体ガバナンスコード適合化に向けた取組等を通じ、スポーツ・インテグリティ確保のための活動を行っています。暴力・ハラスメントの根絶は、我が国のスポーツ界において最優先課題であり、そうした中で、本会評議員によるハラスメント行為が発生したことは大変遺憾なことです。公益財団法人として、そして、中央競技団体として、本会は今後、暴力・ハラスメントの根絶に向けた取組を一層強化していきます。

以上